

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）

※本文のみ

改 正 案	現 行
制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 6 年●月●日 国自安第 ●号 国自旅第 ●号 国自整第 ●号	制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 5 年 10 月 10 日 国自安第 88 号 国自旅第 189 号 国自整第 130 号
第 24 条 点呼等 (1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで） ①～④ （略） ⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。 （ i ） ～ （ ii ） （略） <u>（ iii ） 遠隔点呼の実施に係る留意事項</u> <u>点呼告示第 6 条第 2 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。</u> <u>（ iv ） 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係</u> ア～ウ （略） <u>（ v ） 業務後自動点呼の実施に係る留意事項</u> 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付 国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。 <u>点呼告示第 10 条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後</u>	第 24 条 点呼等 (1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで） ①～④ （略） ⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。 （ i ） ～ （ ii ） （略） <u>（新設）</u> <u>（ iii ） 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係</u> ア～ウ （略） <u>（ iv ） 業務後自動点呼の実施に係る留意事項</u> 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付 国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(vi) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等 (第 5 項)

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間 (一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては 3 年間) 義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼告示に規定される点呼を行った際には、当該告示に基づき、次の④の事項についても記録しておくこと。なお、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」(平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号)によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ (スマートフォンやデジタルカメラ含む) で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から 1 週間以内に保存すること。

①～③ (略)

④ 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受けた場所の記録に関しては、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△(実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

(v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等 (第 5 項)

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間 (一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては 3 年間) 義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」(平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号)によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ (スマートフォンやデジタルカメラ含む) で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から 1 週間以内に保存すること。

①～③ (略)

(新設)

附 則（令和 6 年●月●日付け国自安第●号、国自旅第●号、国自整第●号）
改正後の通達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（新設）

○貨物自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正 案	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日付け 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 6 年●月●日 国自貨第 ●号 国自安第 ●号 国自整第 ●号	制 定 平成 15 年 3 月 10 日付け 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 5 年 10 月 10 日 国自貨第 99 号 国自安第 89 号 国自整第 131 号
第 7 条 点呼等 1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照） (1)～(8) （略） <u>(9) 遠隔点呼の実施に係る留意事項</u> <u>点呼告示第 6 条第 2 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。</u> <u>(10) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係</u> ア～ウ （略） <u>(11) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項</u> 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付 国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。 <u>点呼告示第 10 条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼</u>	第 7 条 点呼等 1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照） (1)～(8) （略） <u>(新設)</u> <u>(9) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係</u> ア～ウ （略） <u>(10) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項</u> 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付 国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(12)～(14) (略)

2. (略)

3. 第 5 項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(1)～(3) (略)

(4) 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受けた場所の記録に関しては、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△（実施地点概要：車内、宿泊施設名等）

附 則（令和 6 年●月●日付け国自貨第●号、国自安第●号、国自整第●号）

改正後の通達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(11)～(13) (略)

2. (略)

3. 第 5 項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)